

令和8年度成果連動型ビジネスマッチング支援事業委託業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 目的

市場ニーズの変化に伴い企業間競争が激化する中、すご味・すごモノ事業を中心とする愛媛県内事業者（以下、「県内事業者」という。）が有する優れた食材や素材等を掘り起こし、付加価値を高めるため、民間事業者の持つノウハウやネットワークを活用し、最新のトレンドやマーケットイン等の視点から新商品開発を行う。また、専門的視点からの伴奏支援を実施することで、県内事業者の更なる販路拡大を支援することを目的とする。

事業実施にあたっては、予め定めた成果指標、支払基準に基づき委託料を支払う成果連動型民間委託契約により実施する。

(2) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

2 委託業務の内容

本業務は、下記（1）～（3）に基づく事業内容とし、それぞれの実施手法は民間事業者の提案に委ねるものとする。

また、事業者は、進捗状況によって、愛媛県と協議の上、手法の変更を行うことができる。

(1) 県内事業者と県外企業等との新商品開発及び当該新商品の販路拡大・開拓支援

本業務は、民間事業者の創意工夫による多彩な提案を求めるところから、マッチング方法等は仕様に定めるものではないが、市場ニーズをしっかりと見極めたうえで、以下の要件を踏まえたものとすること。

- ・新商品開発に意欲を示す県内事業者と県外企業等とのマッチング等を通じて、県内事業者の新商品の開発及び当該新商品の販路拡大・開拓に係る支援を実施すること。
- ・新商品等開発及び当該新商品の販路拡大・開拓に向けた取組みについて、専門的視点からのファシリテーション等の必要な支援を行うこと。

(2) 県内事業者候補リストの作成

県内事業者の掘り起こしを行い、マッチング対応可能な事業者について、業種等の分類・リスト化を行うこと。リストの登録項目については、愛媛県と調整して決定すること。また、リストを活用した今後の展開についても提案を取りまとめること。

(3) 効果分析

マッチングによって生まれた新商品等の数及び成約額を基に県内事業者の売上上昇や効果を測定すること。

(4) 報告書の作成

受託者は業務内容について、以下の成果物を提出すること。

- ・業務報告書（A4版カラー・1部）

契約期間におけるマッチング件数及びマッチングによって生まれた新商品等の成約額、県内事業者のデータについてまとめたものとすること。

- ・上記の電子媒体（1部）

電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint のいずれか（またはこれらと互換性のあるもの）を電子媒体に保存して提出すること。ただし、これにより難い場合は愛媛県と協議を行うこと。

3 支払条件等

(1) 成果指標

本事業の変動費の支払い基準となる成果指標として、下記のとおり設定する。

- ① 県内事業者と県外企業等のマッチング（新商品開発）件数

マッチングとは、県内事業者と県外企業等による新商品開発実現に向けて双方の意向が一致したもので、その適否についてはマッチング内容と事業計画等を記した書面を愛媛県が確認するものとする。

- ② 新商品の成約額

その内容を記した書面をもって愛媛県が確認するものとする。

(2) 支払基準及び支払額

本事業の支払いは、「固定費」と「変動費（成果連動費）」の2種類によって構成される。

変動費（成果連動費）については、成果指標の達成状況に応じて、下記の計算方法で算定するものとする。

- ① 県内事業者と県外企業等のマッチング

新商品開発：770千円/案件

- ② 新商品等の成約額×報酬率（成約額の10%）

なお、具体的な支払条件等については、受託者からの企画提案公募の際の提案を基本に、愛媛県と協議の上で決定する。

(3) 検査

愛媛県は受託者から提出された資料等を確認し、業務の完了を確認するための検査を行う。

(4) 支払

受託者は、検査に合格した時は、業務委託料を請求することができ、愛媛県は受注者からの請求書受領後、受領した請求書にかかる金額を支払う。

4 留意事項

- ・本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は連絡体制図等を作成し、業務責任者などを明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう愛媛県と常に密接な連絡や協議を行うこと。
- ・第三者からの異議の申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用で解決すること。
- ・受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・受託者は、本業務終了後も、マッチングした事業者間のフォローアップに努め、必要に応じて、その状況を愛媛県に報告する。

5 著作権等について

- ・受託者は、愛媛県に対し、成果物が第三者の著作権およびその他の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- ・万一、成果物に第三者からの権利の主張等がなされた場合の処理については、受託者の責任と負担の下でこれに対処し、解決すること。
- ・本業務の実施により作成された成果物、資料及びその作成に用いた写真等の素材又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から愛媛県に移転することとするが、その詳細については、愛媛県と協議のうえ、決定する。
- ・本業務により製作された商品の販売等の権利については、愛媛県と協議のうえ、決定する。
- ・受託者は、愛媛県及び愛媛県が指定した第三者に対して、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないこと。
- ・著作権等の取り扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と協議の上で処理することとする。